

全教委連発第123号  
平成27年9月14日

文部科学大臣  
下村博文様

全国都道府県教育長協議会  
会長 中井敬三

「チームとしての学校・教職員の在り方」に関する意見について

平成27年8月4日付け事務連絡で依頼のありました標記の件について下記の通り意見を申し上げます。

#### 記

学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、学校に求められる役割もかつてと比べて拡大・多様化している。都道府県教育長協議会は、これらの状況を考慮し、学校での教育と家庭での教育の役割の明確化や、教員の配置充実及び教員が本来の業務に一層専念するための専門的スタッフの配置等を検討されるよう要望してきたところである。

このたび、「チームとしての学校・教職員の在り方」について、中間まとめが提示されたことを受けて、改めて意見を申し上げるとともに、実効ある取組を期待するところである。

#### 1 共通

- 「チームとしての学校」の、教育以外の専門性を有する多様な職種が学校運営に加わることで、より多様性を有する組織に転換するとの観点は重要と考えるが、今後においても、学校は教職員を中心とした組織であることを念頭に、アクティブ・ラーニングの実施や特別支援教育等、様々な課題に対応するための計画的な教職員の配置充実が図られるよう、加配配置を含めた新たな教職員定数改善計画案を早急に策定し、実施すること。
- 「チームとしての学校」を実現するためには、職員の多様な専門性等を生かし組織的に学校を運営することがこれまで以上に求められることから、副校長の配置や教頭の複数配置、主幹教諭の配置等により、学校のマネジメント

トが組織的に行われる体制の拡充を図られたい。

- 児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な教員配置等ができるよう所要の措置にも配慮した上で、「チームとしての学校」は教育水準の維持や機会の均等といった教育の根幹をなす施策であることから、国において必要な財源を確保されたい。

## 2 専門性に基づくチーム体制の構築について

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置体制を整備し、組織全体で支援を行っていくことは、児童生徒の心理面や背景にある環境などの課題を改善し、本来持っている力を引き出したり、伸ばしたりすることにもつながり、安全安心な学級・学校づくりを進める上で極めて重要である。これらを法令に規定するとともに、義務標準法及び高校標準法において教職員定数として算定し、国庫負担や交付税措置の対象とする必要がある。また、計画的にこれらを養成するための大学等を整備するなどして人材養成の体制を整えるとともに、その職務の専門性に十分配慮し、能力・実績に見合った処遇の改善が必要である。
- 障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に地域で学ぶことができるインクルーシブ教育システムを構築するためには、学校の設置者および学校が障害のある児童生徒一人一人の障害の状況や教育的ニーズ等に応じ、必要かつ適当な変更・調整を行い、さまざまな教育環境の整備・充実を図っていく必要がある。

特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援については、現在、特別支援教育支援員の配置に対し、国により地方財政措置が講じられているところである。発達障害を含む障害のある児童生徒の教育を受ける権利を等しく保障していくためには、従来の支援員の配置の考え方を更に進め、障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的配慮のための専門的な人材を含めた支援員を配置することが重要であり、義務標準法及び高校標準法において定数化して算定し、国庫負担や交付税措置の対象とする必要がある。

- 医療的ケアを必要とする児童生徒が増加傾向にあること、また、医療的ケアの内容が高度化かつ複雑化する状況において、医療的ケアを行う看護師等の学校への配置は必要不可欠であることから、法令に規定するとともに、義務標準法及び高校標準法において教職員定数として算定し、国庫負担や交付税措置の対象とする必要がある。
- 学校図書館は学校教育において欠くことのできない設備であり、今後、学習情報センター・教材情報センター・読書センターとしての機能を更に充実させる必要がある。このため、全校種において、司書教諭及び学校司書を配置できるよう定数措置を講じることが必要である。

- 部活動支援員(仮称)の配置は、教員が部活動の指導にあたる時間の縮減、部活動を専門的に指導できる教員不足の改善に大変有効である。地域や学校の実態を踏まえ、スポーツ関係団体等との連携などの運営上の工夫や適切な役割分担も視野に入れながら、部活動支援員(仮称)を法令に位置づけ必要な財源を確保するとともに、教員の負担軽減につながる実効ある仕組みを構築する必要がある。
- 学級担任等校務分掌を受け持つ教員の負担を考えると、これ以上の負担増を強いることは困難である。従って、学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を、新たに地域連携担当教職員(仮称)として法令上明確化される場合は、予算措置を講じた上で、各校にその業務を担う専任の教職員を加配措置されたい。
- 小学校高学年の教科担任制は、専門的な指導を行う観点のみならず、複数の教員が指導に携わることで不登校の改善、いじめ問題への対処など生徒指導上の観点からも有効であることから、小学校の専科教員を義務標準法において定数化を行うことが必要である。
- 児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、生活習慣の乱れ、不登校やいじめ問題に起因するメンタル不調への対処の必要性が増加しており、児童生徒の心身の健康管理に関する支援の充実が必要である。このため、児童生徒の心身の健康について総合的な企画・調整を担う養護教諭の複数配置の拡充等、定数改善を一層推進されたい。

### 3 学校のマネジメント機能の強化について

- 学校はいわゆる鍋蓋型組織となっており、校長・教頭等管理職以外は職位に差がない教諭が大多数を占めている。その結果、学校をめぐる環境の複雑化に伴い、教頭の学校運営に係る各種調整のための業務が増大していることから、教頭複数配置に係る定数確保及び教頭の補佐体制を強化するために主幹教諭の配置を促進する加配措置や標準配置を示すなど、学校の組織運営の改善に実効ある取組を強化されたい。また、学校の組織運営の改善を図るため、指導教諭や特別支援教育コーディネーターの加配措置をされたい。
- 事務の共同実施は、単独配置が多い事務職員にとって資質・能力の向上、学校運営への参画意識を高めることにも有効である。今後事務の共同実施の一層の充実を図るためには、地域において統括的な役割を担う事務職員を核とした取組が有効であることから、小・中学校においても、行政事務に練達した事務長等を置くことを法令上、明確化するとともに、事務の共同実施拠点校に対する事務職員加配の更なる拡充が必要である。

#### 4 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備について

- 学校の業務の範囲については、現行の学校制度が整備された当時は想定されていなかった業務や役割が増大してきたことを踏まえ、全ての業務や役割を学校で担うという発想に立つのではなく、学校の教育と、家庭での教育、社会での教育の役割など、学校における業務の範囲を明確にされたい。併せて、社会全体の意識改革、社会総がかりで学校教育の改善に取り組む視点が必要である。
- 人事評価制度の趣旨（人材育成と組織の活性化）を踏まえ、本制度の有効活用を図るためには、評価者としての能力を上げるための研修のみならず、期首面談、授業観察、指導・助言等にゆとりをもって取り組むことが重要である。評価者の負担軽減等、管理職への支援体制の充実を目指した改善策を提示されたい。